

第Ⅰ部 毎月勤労統計調査地方調査の説明及び利用上の注意

1 調査の目的

厚生労働省が所管する毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施され、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

この調査は、「全国調査（第一種、第二種）」、「地方調査（第一種、第二種）」、「特別調査」からなっており、そのうち地方調査は、富山県における雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

対象とする事業所の規模 (常用労働者数)	調 査 の 種 類			調査方法
	全国調査	地方調査	特別調査	
30人以上	毎月調査 第一種事業所			毎月郵送調査（H14.2月分 からインターネットを利用 した回答も可）
5～29人	毎月調査 第二種事業所			毎月調査員調査（H14.2月 分からインターネットを利用 した回答も可）
1～4人			年1回調査	毎年7月調査員調査

2 調査の対象

調査対象は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）に属する事業所の中から、5人以上の常用労働者を雇用する約730事業所を抽出して調査対象とした。（厚生労働大臣指定）

また、調査対象事業所の規模は、下記のとおり拡充されてきた。

なお、平成5年1月からパートタイム労働者の調査項目が新設された。

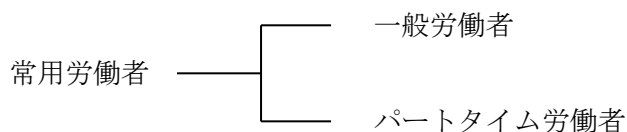
全 国 調 査		地 方 調 査		特 別 調 査
30人以上	5～29人	30人以上	5～29人	
S25年1月から30人以上に統一				
↓		S26年4月開始		
↓	S32年7月開始	↓		S32年7月開始 1～4人対象
↓	↓	↓		S55年7月拡充 1～29人対象
↓	↓	↓	H2年1月開始	H2年1月変更 1～4人対象

3 調査期日

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）。

4 用語の説明

(1) 常用労働者



「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことをいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者

なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び (ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給休暇であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より午後12時までの1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とに関わらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間やいわゆる手待時間は含まれる。また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。

総実労働時間数	
	所定内労働時間
	所定外労働時間

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計である。

「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の、休憩時間を除いた実際に労働した時間である。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等による労働時間である。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。

現金給与総額		
	きまって支給する給与	
		所定内給与
		所定外給与
	特別に支払われた給与	

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定め

られている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、家族手当、通勤手当、職務手当、超過勤務手当等を含む。

「**所定内給与**」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものである。

「**所定外給与**」（**超過労働給与**）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「**特別に支払われた給与**」（**特別給与**）とは、次のいずれかに該当する給与のことである。

ア 労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づいて労働者に支払われた給与

イ 労働協約、就業規則等の定めにより支払われた給与のうち、次のもの

- ・ 3ヶ月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ・ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- ・ 労働協約、就業規則等の改訂によるベースアップ等が行われた際の差額追給分

(5) 賞与

夏季（6～8月）及び年末（11～1月）の「特別に支払われた給与」のうち、一般的に賞与、ボーナスと呼ばれている給与（以下「賞与」という。）を抜き出して特別に集計したものである。

「**賞与支給額**」とは、賞与を支給した事業所の一人平均支給額である。

「**対定期給与支給割合、対所定内給与支給割合**」とは、賞与を支給した事業所における賞与のそれぞれきまって支給する給与、所定内給与に対する割合（月数）の平均である。

「**支給事業所数割合**」とは、賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合である。

「**支給労働者数割合**」とは、賞与を支給した事業所における全常用労働者の、全事業所における全常用労働者に占める割合である。

(6) パートタイム労働者比率

「**パートタイム労働者比率**」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものである。

(7) 労働異動率

「**入（離）職率**」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（離職）（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものである。

5 結果の算定方法

(1) 産業、規模別各種平均値の推計方法

産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の各々の調査票の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数との平均で除して求める。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

(3) 労働者数の推計方法

労働者数は、産業及び規模別に、調査票数値の合計値に推計比率を乗じ、全体を推計（母集団に復元）している。これを産業、規模について合計したものが産業計、規模計の労働者数となる。

(4) 推計比率の算出方法

$$r = E / e_0$$

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

(5) 年平均の算出方法

ア 実数統計

各月の実数統計（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。

イ 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して算出（単純平均）している。

6 抽出替え

調査事業所のうち常用労働者が30人以上の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う「総入替え方式」から、毎年1月分調査時に行う「部分入替え方式」に平成30年から変更した。それに伴い、総入替え方式のときに行っていた賃金・労働時間指数とその増減率の過去に遡った改訂（ギャップ修正）はしないこととなった。

7 指数の基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5のつく年に変更する改訂のことをいい、5年毎に行うものである。令和4年1月分結果から、基準年を平成27年から令和2年に変更しているため、令和2年平均が100になるように指数を遡及改定した。

8 ベンチマークの更新

本調査は標本調査のため、調査結果の数値を母集団労働者数に復元する必要がある。集計に用いる母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス-基礎調査」等の結果により更新している。これを「ベンチマークの更新」という。令和4年1月分調査より、「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数から「平成28年経済センサス-活動調査」（平成28年6月1日現在）等に基づく労働者数に変更した。それに伴い、常用雇用指数及びその増減率を、令和4年1月分（確定値）公表時に過去に遡って改訂した。

実数値については改訂を行っていないので、時系列比較の場合は指数を用いられたい。

9 調査結果の増減率

調査結果の前年増減率については、所定外給与及び特別に支払われた給与（賞与含む）を除き、指数により算出している。そのため、実数により算出した結果と一致しない場合がある。

(基準時更新時)

基準時更新に伴う増減率の再計算は行わず、基準時更新以前に公表されたものを固定し、基準時更新以降も引き続き使用している。

10 標本設計

毎月勤労統計調査は標本調査であり、標本設計は厚生労働省により行われているが、その際、常用労働者一人平均きまって支給する給与の標本誤差率が産業、事業所規模別に別表に示す一定の範囲となるように設計されている。

(別表) きまって支給する給与の目標とする標準誤差率 (%)

産 業	規模 500 人以上	規模 100～499 人	規模 30～99 人	規模 5～29 人
産業大分類(注)	0	10	10	10
中 分 類	0	10	10	10

(注) ・卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分を含む
・規模 500 人以上の事業所は全数調査である。

11 統計表

- (1) 毎月勤労統計調査は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき集計している。
- (2) 前年増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- (3) 統計表の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (4) 実質賃金指数は、各名目賃金指数を富山市における消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除したものである。
- (5) 統計表において、調査対象事業所が少ないため、掲載していない分類があるが、調査産業計などは、これらも含めて集計している。
- (6) 統計表の産業名のうち、製造業中分類及びサービス業中分類については、次表の略称を用いている。

製造業中分類

略 称	産 業 名	略 称	産 業 名
食 料 品 ・ た ば こ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	鉄 鋼 業	鉄鋼業
織 維 工 業	繊維工業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業
木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業(家具を除く)	金属製品製造業	金属製品製造業
家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業	はん用機械器具	はん用機械器具製造業
パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	印刷・同関連業	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
化学、石油・石炭	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具	電気機械器具製造業
プラスチック製品	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	輸送用機械器具	輸送用機械器具製造業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業	その他の製造業	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

サービス業中分類

略 称	産 業 名
職業紹介・派遣業	職業紹介・労働者派遣業
他の事業サービス	その他の事業サービス業

(7) 統計表で用いられる符号の意味は次のとおりである。

「－」…… 該当数値がない場合

「0」…… 数値が単位未満の場合

「△」…… 数値がマイナスの場合

「X」…… 調査事業所が少ないため数字が秘匿されている場合

(8) 第Ⅱ部 毎月勤労統計調査地方調査結果の概要の本文中、統計表第2表、第9表、第15表、第22表は統計調査課のホームページ「とやま統計ワールド」にて参照されたい。

12 全国調査結果について

厚生労働省で集計・公表している全国調査においては、都道府県で不適切な事務処理を行っていた事案があった場合、常に必要に応じたデータの復元・除外等を行い、再集計した値で掲載している。